

大多喜町国土強靱化地域計画

令和3年3月
大多喜町

目次

第1章 総論	4
1 計画策定の趣旨	4
2 本町の地域特性	4
(1) 自然特性	4
(2) 社会・経済特性	6
3 計画の位置づけ及び構成	7
(1) 計画の位置づけ	7
(2) 計画の構成	8
(3) 地域防災計画との差異	8
4 基本目標	8
5 事前に備えるべき目標	9
第2章 脆弱性評価	10
1 「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」の設定	10
2 脆弱性評価結果	12
(1) 施策の重点化とハード整備とソフト対策の適切な組合せ	17
(2) 代替性・冗長性等の確保（注）	17

(3) 国・県・民間等との連携.....	17
3 施策分野の決定.....	17
第3章 強靱化の推進方針.....	18
1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの推進方針.....	18
(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる ...	18
(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	19
(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	21
(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	22
(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に至らせない	23
(6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、 ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これら の早期復旧を図る.....	23
(7) 制御不能な二次災害を発生させない.....	24
(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復 できる条件を整備する	25

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

本町は、令和元年9月8日に発生した令和元年房総半島台風により、家屋全壊2棟、家屋半壊4棟、家屋一部損壊226棟の被害が発生し、停電も一時、町内世帯の半数である約1,900軒で発生、大きな被害を受けたところである。

近年の地球温暖化に伴う気候変動により、台風の大型化、集中豪雨や暴風による被害が全国的に多発しており、本町においても、いつ同様の被害を受けてもおかしくない。

また、今後30年以内に70%程度の確率でマグニチュード7クラスの地震が発生すると推定されている首都直下地震等、本町における大規模災害の発生リスクは高まっている。

平成25年12月11日に公布・施行された、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」の前文では、東日本大震災の発生及び南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火等の大規模自然災害等の発生のおそれを指摘した上で、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」としている。

本計画は、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧、復興が可能な大多喜町を作り上げるために策定するものである。

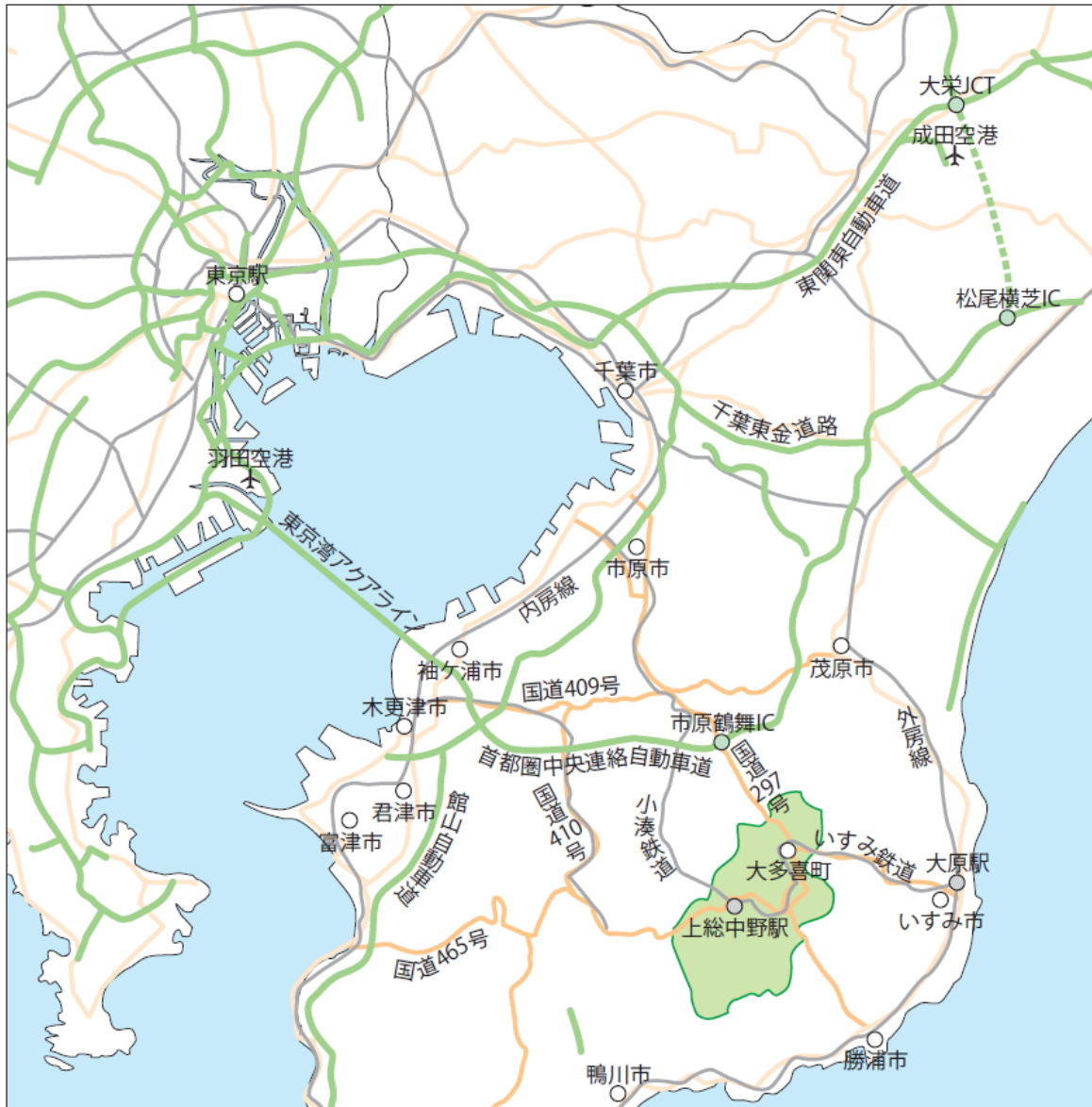
2 本町の地域特性

(1) 自然特性

ア 位置・面積

本町は房総半島のほぼ中央部に位置し、東はいすみ市、勝浦市、南は鴨川市、西は君津市、市原市、北は長南町、睦沢町と隣接する内陸の町である。東西方向の長さは約12km、南北方向の長さは約19km、面積は約129.87km²で、県内の町村では最も広い面積を有している。

位置	東端	140° 17' 10" E	35° 15' 20" N
	西端	140° 8' 22" E	35° 13' 40" N
	北端	140° 14' 46" E	35° 19' 38" N
	南端	140° 10' 26" E	35° 9' 56" N
標高	26.4m（町役場）		
	347.6m（最高点：石尊山）		
面積	129.87km ²		



イ 地形

本町の地形は、安房と上総の境をなす、鋸山から清澄山を結ぶ分水嶺の北部に形成された上総丘陵と、この丘陵地を流下する夷隅川と養老川によって特徴付けられる。

夷隅川は勝浦市上植野に源を発し、町域の東側を大きく蛇行しながら北向きに流れ、中流域となる大多喜付近で流路を東方向へ変え、いすみ市を貫流して太平洋へ注いでいる。

町域の主な平坦地は、大多喜の旧城下町である町役場などを中心とした夷隅川沿いの標高20～30mの氾濫原と、この氾濫原よりも10mほど地盤の高い、夷隅川上流域に形成された河岸段丘の段丘面である。

養老川は、本町の清澄山系に源を発し、蛇行しながら本町を北上し、市原市を貫流して東京湾に注いでいる。

ウ 気象

千葉県は太平洋型気候区に属し、年間を通じて比較的温暖な気候であるが、房総半島中央部に位置する本町では、海岸からの距離や地形の違いにより微気候的に変化に富んだ特徴を呈する。一般には、夷隅川流域よりも養老川流域で気温の年較差が大きく、夷隅川流域では海洋性気候と内陸性気候の中間型気候、養老川流域で内陸性気候となることが知られている。

(2) 社会・経済特性

ア 人口

令和3年3月1日時点の本町の人口は8,723人で、世帯数は3,798世帯となっている。

本町の人口は昭和22年の20,431人をピークに、合併当時の昭和29年には18,376人だったが、その後都市部への若年層の流出、出生率の低迷、交通体系的にも利便性に乏しいことなどから、減少傾向が続いている。

イ 交通

大多喜町は、東京から60km圏、千葉市から47kmの距離にあり、富津市から君津市・養老溪谷を経ていすみ市に至る国道465号と市原市を經由し、本町及び勝浦市に至る国道297号が町の中心部で交差しているほか、大原駅と上総中野駅を結ぶいすみ鉄道が町の中央部を走っている。

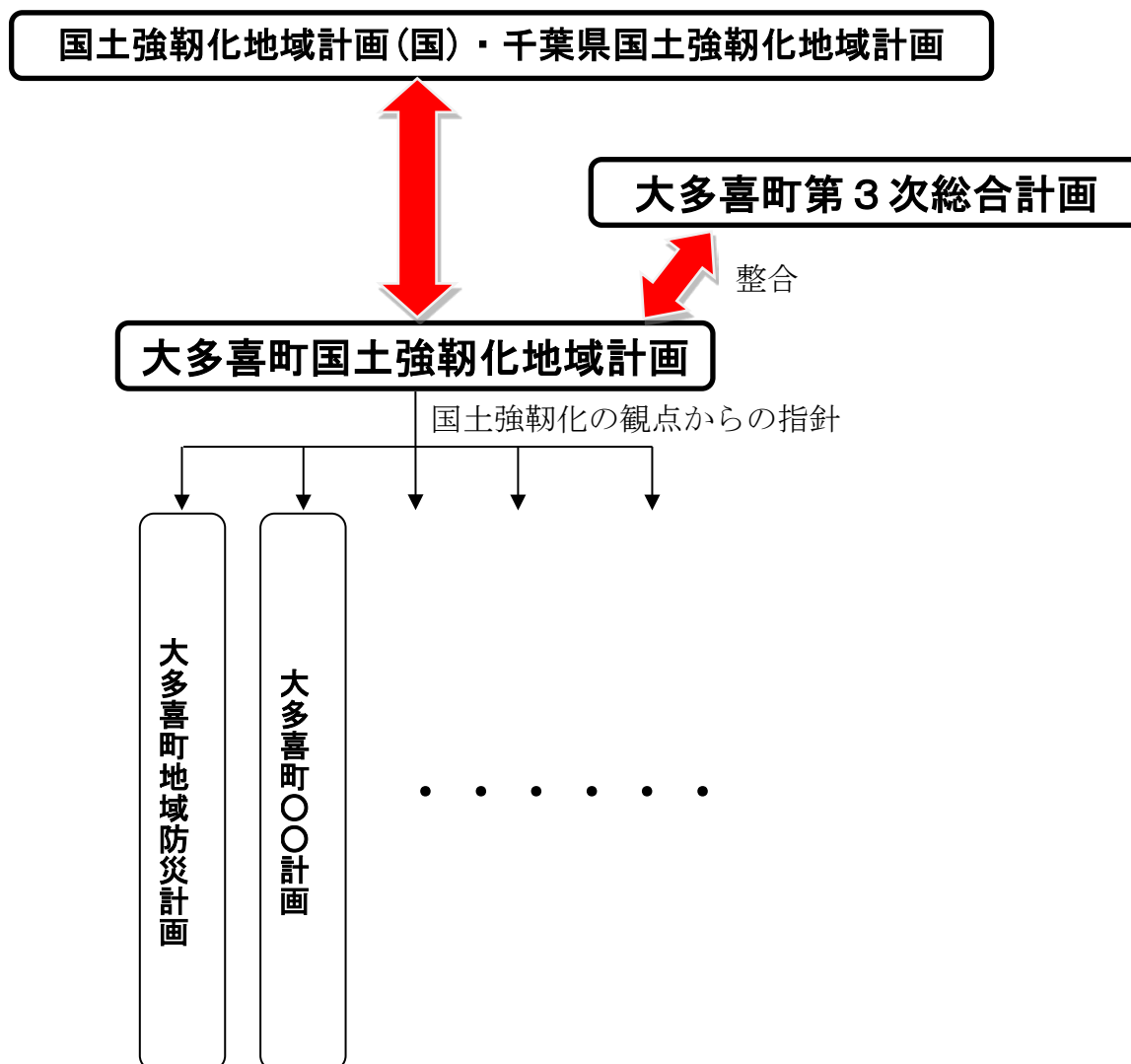
平成25年には首都圏中央連絡自動車道・市原鶴舞インターチェンジの供用が開始されるなど道路網の整備により、神奈川県・東京都からの交通アクセスも向上している。

3 計画の位置づけ及び構成

(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく、国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）であり、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関して、本計画以外の町の計画等の指針となるべきものとして策定するものである。なお、本計画は、上位に位置する国が定める国土強靱化基本計画、千葉県が定める千葉県国土強靱化地域計画と調和を図りつつ、大多喜町第3次総合計画で示されている取組や将来像と整合を図りながら、策定するものとする。

大多喜町国土強靱化地域計画と他の計画との関係（イメージ）



(2) 計画の構成

本計画は、「基本計画編」及び「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するための具体的な事業一覧」の2部で構成するものとし、主な内容は次のとおりとする。

基本計画編	○計画の基本的な考え方 ○脆弱性の分析・評価とリスクシナリオへの対応方策 ○対応方策の重点化 等
リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するための具体的な事業一覧	○事業名と事業概要 等

※ 大多喜町第3次総合計画・後期基本計画と整合を図るため、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するための具体的な事業一覧の計画期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年とする。

ただし、必要な事項は適宜、追加、見直しすることができるものとする。

(3) 地域防災計画との差異

大多喜町地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）では、地震や風水害など個別の災害やリスクごとに計画を策定するが、地域計画では、様々な災害やあらゆるリスクを見据えた計画とする。

また、地域防災計画では、発災前・発災時・発災後のそれぞれにおいて実施すべき取組を対象とするが、地域計画では、発災前（平常時）に実施すべき取組を整理・具現化する。

さらに、地域計画では、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を踏まえ、それが回避できなかった場合の影響の程度、施策の重要性、緊急度等を考慮して、対応方策の重点化を行う。

4 基本目標

基本法では、第14条で、地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されていることを踏まえ、本町の地域計画の策定に当たっては、国の国土強靱化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

5 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体化し、達成すべき目標として次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7. 制御不能な二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第2章 脆弱性評価

1 「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」の設定

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり土地の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設の被災・絶対的不足、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
6	広域地盤沈下等で広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の機能停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長時間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	ため池、防災施設、天然ダム、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

2 脆弱性評価結果

地域防災計画を参考としながら、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」ごとに、国土強靱化に資する施策について整理し、脆弱性評価を実施した。

脆弱性評価の結果は、下表のとおりである。

事前に備えるべき目標 1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

- 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
- 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
- 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
- 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり土地の脆弱性が高まる事態
- 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

対象の事 態	回避に向けた評価結果
1-1	切迫性が指摘されている地震から町民の生命及び財産を守るため、大多喜町耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震診断や耐震補強工事等を行う町民等を引き続き支援するなど、住宅その他建築物の耐震化を促進する必要がある。
1-2	公共施設において、引き続き機能保全を図ることを目的とし、計画的に建替えや修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化を図る。
1-3	浸水想定区域や地震の揺れの大きさの分布を事前に町民等へ周知することで、町民等の危機管理意識の向上や自主避難体制の確立など、被害の軽減に極めて有効であることから、引き続き周知に努めていく必要がある。
1-4	土砂災害警戒区域等の指定を踏まえたハザードマップを公開し、土砂災害の恐れのある区域の周知に努め、警戒避難体制の充実を図る。 土砂災害警戒区域等の住民が、あらゆる情報収集手段を活用し、土砂災害や避難所に関する情報をいち早く入手できるように、啓発活動を行う。
1-5	災害時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関が連携して組織的に活動するとともに、情報を町民等に伝える体制とその情報の正確性、確実性を絶えず向上していく必要がある。

事前に備えるべき目標 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

- 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
- 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
- 2-5 医療施設の被災・絶対的不足、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
- 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

対象の事 態	回避に向けた評価結果
2-1	災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、大規模災害時に円滑に物資を供給できる体制を強化することが必要である。
2-2	映像情報システム（ドローン等）の有効活用、各種通信媒体の活用等により情報の収集・伝達体制を確保し、大規模災害発生時における通信体制を強化する必要がある。
2-3	受援力の向上を図るため、災害時受援計画について、策定を行い、必要に応じて訓練・研修等を実施するとともに、他の自治体や関係機関等との連携を強化する。
2-4	災害時に迅速かつ円滑に、石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるように、新たな協定締結の必要性について検討する。
2-5	災害発生時の医療救護活動を迅速かつ適切に実施できるよう、医療関係団体等の協力体制を充実することが重要である。
2-6	災害時には、し尿や廃棄物の処理機能が低下する。トイレ対策やごみ処分のマナー向上を図るとともに、収集車両や必要な機材を確保するため、千葉県・他市町村との相互応援協定や業者・団体等との協力関係を充実する必要がある。

事前に備えるべき目標 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

- 3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

対象の事 態	回避に向けた評価結果
3-1	災害時に、職員の全員が参集できない状況であっても必要な業務や活動を行えるよう、職員は平時から町民感覚と危機管理意識を養い、災害対応も含めた実践能力の維持・向上に努める必要がある。 大多喜町業務継続計画（以下、「業務継続計画」という。）の実行性を高めるために、職員への周知・訓練等を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

対象の事 態	回避に向けた評価結果
4-1	衛星携帯電話や防災行政無線（移動系）の配備を充実するとともに、停電とふくそう（輻輳）に強い災害時用公衆電話を配備する。
4-1 4-2	発災後、必要な情報を確実に伝達するため、防災行政無線（固定系）や、町職員や消防団による巡回広報など多数の伝達手段を確保し、随時正確な情報を発信する必要がある。

事前に備えるべき目標 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

5-1 食料等の安定供給の停滞

対象の事 態	回避に向けた評価結果
5-1	ライフラインの途絶による被害を抑え、町民の安全を確保するため、物資の供給等に関し民間団体等とあらかじめ協定を締結するとともに、自治会や町民団体等との連携・協力体制を構築する必要がある。また、救援物資の受入れ、仕分、配送を迅速に行い、必要な場所に必要な物資を供給できるような、連絡・運搬体制を整備する必要がある。

5-1	道の駅は、休憩、情報発信、地域連携といった機能を併せ持つ施設であり、災害時には、緊急避難場所や復旧・復興支援のための拠点となり得ることから、整備を推進していく必要がある。また、地域防災計画の中に避難場所や防災拠点などとして位置付けることで、防災機能の向上を図る必要がある。
5-1	農業生産に係る幹線輸送路を確保するため、農道・農道橋の適切な維持管理を行い、また生産基盤確保のため、優良な農地の保全に努める必要がある。

事前に備えるべき目標6 広域地盤沈下等で広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

- 6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の機能停止
- 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
- 6-3 汚水処理施設等の長時間にわたる機能停止
- 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

対象の事態	回避に向けた評価結果
6-1	ライフライン事業者において、施設の耐震化を進めるとともに、必要に応じて、業務継続計画の見直しを行う必要がある。
6-2	上水道の供給停止を想定し、平時からの飲料水の備蓄について町民への啓発を継続的に実施するとともに避難所等への配布・配備体制の充実を図る必要がある。
6-3	災害時における公衆衛生と公共用水域の水質の維持を行うため、し尿と生活排水を処理するため合併処理浄化槽の設置を促進し、浄化槽の適正管理の啓発を行う必要がある。
6-4	災害時には、様々な交通の混乱等の発生が予測されるため、道路管理者、警察署、民間団体等が連携・協力し、交通秩序の維持等について万全を期す必要がある。

事前に備えるべき目標7 制御不能な二次災害を発生させない

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

7-1 市街地での大規模火災の発生

7-2 ため池、防災施設、天然ダム、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

対象の事 態	回避に向けた評価結果
7-1	各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に修繕を行うとともに、耐火・防火設備の整備や耐震化を図る必要がある。
7-2	ため池について、計画的な改良や補修整備を行う。
7-3	自然の持つ防災機能を維持・活用するため、町民と事業者の協力を得て良好な農地及び緑の保全・創出を図る。

事前に備えるべき目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

対象の事 態	回避に向けた評価結果
8-1	速やかに災害廃棄物の処理を行えるよう、千葉県・近隣市町等との連絡を密に行い、当該廃棄物発生量の把握、処理計画の立案、実施体制の確保に努め、廃棄物処理に万全を期する必要がある。
8-2	災害時において、町の果たし得る能力には限界があり、多くの被災者に対しきめ細かな援助を行うためにはボランティアの協力が不可欠である。このため、ボランティアの能力を十分に発揮し、効果的なボランティア活動を行えるよう受入れや派遣の体制整備に努める必要がある。
8-3	自主防災組織、事業所、ボランティア等の防災連携体制の確立を図るため、自治会等の地域コミュニティの活性化対策を講じるとともに、防災訓練等への積極的な参加を町民等に呼び掛け、地域における防災行動力の強化を図る必要がある。

なお、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) 施策の重点化とハード整備とソフト対策の適切な組合せ

本町の国土強靱化にかかる施策の実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、国土強靱化施策をその基本目標に照らしてできるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・冗長性等の確保（注）

いかなる災害が発生しても社会・経済が機能不全に陥らず、速やかに復旧・復興が可能とするためには、バックアップの施設・システム等の整備により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

（注）自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、あらかじめ交通ネットワークやライフライン施設を多重化するなど、予備の手段が用意されている様な性質のこと。

(3) 国・県・民間等との連携

本町における国土強靱化にかかる施策を効果的に実施するためには、国や県、民間事業者等の多様な主体との情報共有や連携が必要不可欠である。

3 施策分野の決定

本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策分野として、10の個別施策分野を設定した。

(1) 個別施策分野

- 1 行政機能
- 2 住宅・都市
- 3 保険医療・福祉
- 4 エネルギー
- 5 情報通信
- 6 産業構造
- 7 交通・物流
- 8 農林
- 9 国土保全
- 10 環境

第3章 強靱化の推進方針

1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの推進方針

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに強靱化の推進方針として取りまとめた（「●」は再掲）。

（1）大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

（地震対策の推進）

- 町民の防災意識の向上を図るため、各地域における揺れやすさや液状化などの災害リスクを「揺れやすさマップ」や「液状化危険度マップ」などを通じ、分かりやすく町民に伝える。

（地域防災力の向上）

- 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

（公立社会体育施設の耐震化）

- 町立体育施設の耐震性の向上を図る。

（公立社会教育施設の耐震化）

- 町立社会教育施設の耐震性の向上を図る。

（住宅・建築物の耐震化の促進）

- 住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震に関する啓発を行うとともに、民間建築物に対する耐震関連事業を推進する。
- 庁舎、学校等の多くの公共建築物のうち、特定建築物及び災害時に応急活動の拠点となる建築物は、計画的かつ重点的に耐震化に取り組む。

（社会福祉施設の耐震化）

- 社会福祉施設（救護施設等）の耐震化を促進し、安全性を確保する。

1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

（大規模水害対策の推進）

- 水害の危険性を正しく認識してもらうために、洪水ハザードマップや広報誌等により、

町民に対し、浸水予想区域や避難所等の周知を行う。

1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり土地の脆弱性が高まる事態

(ため池の耐震化)

- 被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業用ため池の地震被害を防止するため、耐震対策を推進する。

(激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策)

- 県の土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、土砂災害ハザードマップの作成・周知を行い警戒避難体制の充実を図る。

1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災行政無線等による災害情報の伝達)

- 防災行政無線やＬアラート等を通じ、町民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築する。

(地方公共団体の組織体制の強化・危機対応能力の向上)

- 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修・訓練等の実施により、町職員の危機対応能力の向上を図る。

(災害時避難行動要支援者対策の促進)

- 避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進し、避難支援体制の充実を図る。

(福祉避難所の指定促進)

- 町における、福祉避難所の指定を一層促進するとともに、避難行動要支援者のための施設整備や備品の備蓄など、避難環境の整備を図る。

(大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化)

- 災害時の被害の最小化を図るためには、地域防災力の向上が重要であることから、防災教育の推進や自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、町民一人ひとりから地域コミュニティ全体まで防災意識の高揚や防災力の強化を図る。

(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築)

- 上水道施設の耐震化を推進する。
- 水害による水道施設への被害を最小限度に抑えるための施設整備を促進する。
- 水道災害相互応援協定による応急給水体制の充実を図る。

(支援物資の調達・供給体制の構築)

- 民間物流施設の活用等により、関係機関が連携した物資調達・供給体制を構築する。
(道の駅の防災機能強化)
- 災害時に避難場所や救助部隊の活動拠点等にもなりえる、「道の駅」の防災機能の強化を促進する。
(道路施設の老朽化対策)
- 道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。
(道路橋梁の耐震化)
- 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、町道の橋梁の耐震化を着実に推進する。
(備蓄品の確保)
- 家庭・事業所等における生活必要物資等の備蓄を促し、町が計画的な備蓄に取り組むとともに、関係機関と連携した供給体制を構築する。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- (インフラの防災対策)
- 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を避けるため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害対策等を着実に推進する。
(行政機関等の機能低下回避)
- 行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための対策を図る。
(孤立集落対策の支援)
- 孤立集落発生時における外部との通信手段の確保など、孤立集落対策を支援する。
(地域の防災力の向上)
- 防災行政無線、Lアラートなど防災情報を確実に提供するとともに、住民自身による自助・共助による避難行動が取れるよう、地域の防災力を向上させる。

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- (消防団員の確保対策、自主防災組織等の充実強化)
- 消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化を図るとともに、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する。
(地域防災力の向上)
- 大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(災害時の石油類燃料の確保)

- 災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、燃料関係事業者との契約等に基づく供給体制の整備を図る。

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(社会福祉施設の孤立対策)

- 社会福祉施設に対して、被災時に孤立した場合に備えた支援体制の充実を図る。
(道路の防災対策)
- インフラ被災時に災害派遣医療チーム(DMAT)が到達できなくなる事態を避けるため、橋梁の耐震化等を推進し支援ルートの確保を図る。

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(予防接種や消毒、害虫駆除等の実施)

- 平時から、感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種を促進する。また、消毒や衛生害虫に係る相談等の生活衛生環境を確保するための体制を構築する。
(避難所における衛生管理)
- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを推進する。

(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(業務継続計画の充実強化)

- 業務継続計画の実効性を高めるため、必要に応じて見直しを図り業務継続体制の充実強化を図る。
(地域防災力の向上)
- 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。
(被災者台帳の整備・推進)
- 被災者への公平で効率的な支援の実施のため、町における被災の状況や各種支援の状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成に努める。
また、被災者台帳の作成にあたっては、住民基本台帳や地番図等と連携した被災者台帳システムを導入することが望ましい。
(防災を担う人材の育成)
- 大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組

織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、防災ボランティアのリーダーの養成・活動支援を行う。

(防災訓練の実施)

- 防災訓練・図上訓練の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置（図上訓練）など、応急対処能力の向上等を図るため、引き続き訓練を実施する。

(公共施設の耐震化)

- 公共施設は災害時に防災拠点となるなど、防災上重要な施設としての役割を担っていることから、耐震対策など計画的な施設整備や適切な維持管理に努める。

(避難所等の電源確保)

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図る。

(インフラの防災対策)

- 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害対策等を着実に推進する。

(基幹業務システム等の耐災害性の確保)

- 町役場の財務情報システム等の基幹業務システムの耐災害性を確保する。

(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災情報の収集機能強化)

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも町、防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段（防災行政無線）や情報システム等を整備し、維持・管理し、適切な運用を図る。

(電源途絶に対する予備電源の確保)

- 非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る連携体制の充実を図る。

(防災関係機関の情報通信手段の多様化等)

- 防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や非常用電源の確保等を進める。

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害情報の伝達手段の多様化)

- 防災行政無線やLアラート等多様な手段を通じ、町民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る。

(メディアに対する情報提供)

- 災害時に町から各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供する体制を強化する。

(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に至らせない

5-1) 食料等の安定供給の停滞

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 安定した農業用水を維持するとともに、農地の持つ雨水の貯留や土壌流出の防止など国土保全機能を保持するため、地域資源である農業水利施設の機能診断等の実施を通じ、計画的な整備、補修及び更新を推進する。

(農道・農道橋等の保全対策の推進)

- 災害時に複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する農道の整備や適正な維持補修を推進する。

また、橋梁の耐震診断結果に基づく耐震化を着実に推進する。

(農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進)

- 農村地域の災害未然防止や国土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を推進する。

(6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化)

- 災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

(ライフライン事業者等との連携強化)

- 大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、町内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、関係機関と連携した防災訓練等を定期的実施する。

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化の推進と応急体制の確保)

- 上水道施設の耐震化を推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制の充実を図る。
- 水害による水道施設への被害を最小限度に抑えるための施設整備を促進するとともに、水害に伴う施設の損壊や水道管の破損等が発生した場合にも、適切な応急措置及び迅速な復旧が行えるよう体制を整備する。

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(浄化槽の整備促進)

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換費用を助成することにより、災害に強い新しい浄化槽への転換を促進する。
- (一般廃棄物処理施設の老朽化対策)
- 町の廃棄物処理施設の総合的な長寿命化を進めるため、施設の老朽化対策を促進する。

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(道路橋梁の耐震化)

- 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、町道の橋梁の耐震化を着実に推進する。
- (無電柱化の推進)
- 大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進める。
- (農林道の迂回路等としての活用・保全及び情報共有等の促進)
- 迂回路として活用できる農林道等について、保全を優先的に進めるとともに、道路状況等の情報共有を図る。
- (輸送手段の確保)
- 災害時において臨時バスやタクシーなどの代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保に努める。

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

(地域防災力の向上)

- 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

7-2) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池の耐震化)

- 被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業用ため池の地震被害を防止するため、耐震対策を推進する。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地等の適切な保全管理)

- 農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動や中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施への支援を行う。
(森林機能の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等)
- 森林の保全、水源の涵養、地球温暖化防止など森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や低コスト化を図りつつ、計画的で適切な森林整備を進める。
(山村コミュニティによる森林整備・保全活動の推進)
- 有害鳥獣対策を推進するとともに、里山活動団体等の多様な主体による森づくりを支援することにより、里山の整備を進め、森林保全機能の維持を図る。
(荒廃地等における治山施設の整備)
- 危険箇所の重要性や緊急性等を考慮し、効率的、効果的に治山施設の整備を進める。

(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理の支援体制の構築)

- 大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る。

8-2) 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(関係機関との災害対応訓練の実施)

- 災害時において被災状況の把握や応急措置など迅速かつ的確に対応できるよう、建設業協会等の関係機関と共に災害対応訓練を実施し、連携強化を図る。
(防災を担う人材の育成)
- 大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、防災ボランティアのリーダーの養成・活動支援を行う。
(建物被害認定体制の充実)
- 大規模災害時に迅速・公平に被災者を支援し、速やかな復旧を図るため、町における罹災証明書の交付にかかる建物被害認定を行うための職員の養成を行うとともに、他自治体や民間団体等との連携を促進した上で、住民基本台帳や地番図等と連携した被災者台帳シ

システムの導入を検討し、認定体制の充実を図る。

8-3) 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(生活再建支援)

- 被災者再建支援制度の周知を図るとともに、生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制の整備を図る。

(被災者台帳の整備・推進)

- 被災者への公平で効率的な支援の実施のため、町における被災の状況や各種支援の状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成に努める。

また、被災者台帳の作成にあたっては、住民基本台帳や地番図等と連携した被災者台帳システムを導入することが望ましい。

(応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進)

- 災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供について協力体制の整備を推進する。

(地域防災力の向上)

- 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

(地籍調査の推進)

- 地震、土砂災害等の被害から土地境界等が不明確になり、災害等からの復旧・復興が大幅に遅れる事態が発生するため、地籍調査の更なる推進を図る必要がある。

第4章 計画推進のための取組（具体的事業）

推進方針に基づき実施する事業については、「大多喜町国土強靱化地域計画別冊～リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するための具体的な事業一覧～」として、別にとりまとめる。

大多喜町国土強靱化地域計画別冊

～リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を

回避するための具体的な事業一覧～

令和3年3月

大多喜町

1 行政機能

No.	事業名	事業概要	担当課	リスクシナリオ
1	学校施設環境改善交付金事業	学校施設の老朽化対策・防災機能強化等	教育課	1-2

2 住宅・都市

3 保健医療・福祉

4 エネルギー

5 情報通信

6 産業構造

7 交通・物流

No.	事業名	事業概要	担当課	リスクシナリオ
1	社会資本整備総合交付金	計画的な町道の改良、維持管理により安全安心な道路環境を確保する。交通安全施設の適切な維持管理により町道の交通安全対策を推進する。住宅・建築物の耐震化を推進することにより安全安心なまちづくりを実施する。	建設課	1-2、2-1、2-2、3-1、6-4
2	特定土砂災害対策推進事業費補助	土砂・洪水氾濫が生じた場合の危険性が著しく高い流域における計画的・集中的な対策や、異なる事業の連携が必要となる箇所における相互の事業連携により効果の早期発現や最大化を図る事業等へ支援を行う。	建設課	2-2、3-1
3	道路事業費補助	計画的な町道の改良、維持管理により安全安心な道路環境を確保する。交通安全施設の適切な維持管理により町道の交通安全対策を推進する。	建設課	2-1、2-2、3-1、6-4
4	地籍調査費負担金	土地に係る行政活動や経済活動を円滑に進めるため地籍調査を実施する。	建設課	8-3
5	道路メンテナンス事業補助制度	橋梁やトンネルの修繕更新を計画的に実施する。計画的な町道の維持管理により安全安心な道路環境を確保する。	建設課	2-1、2-5、3-1、6-4

8 農林

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
1	農村地域防災減災事業	地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施する。	農林課	1-4、5-1、7-2
2	農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業の持続的な発展を後押しするため、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な長寿命化対策及び防災減災対策を、きめ細かく推進するとともに、効果を最大限に発揮するための取組を支援する。(ため池ハザードマップの作成を含む)	農林課	1-3、1-4、5-1、7-2
3	農山漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進する。	農林課	5-1
4	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	農業の担い手の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入のほか、産地としての基幹施設及び流通拠点施設の整備等を支援する。	農林課	5-1
5	鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、有害捕獲、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的かつ計画的に実施する事業を支援する。	農林課	7-3
6	治山事業	森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から住民の生命財産を保全する。また、山腹崩壊地の復旧や落石防止対策の山腹工事、地すべり防止工事、手入れ不足の森林に対する間伐等の森林整備を進め、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る。	農林課	7-3

7	林業・木材産業 成長産業化促進 対策	意欲と能力のある林業経営体を育成し、木材生産を通じた持続的な林業経営を確立するため、資源の高度利用を図る施業、路網整備、高性能林業機械の導入等、川上から川下までの取組を総合的に支援する。	農林課	7-3
8	森林・山村多面的機能発揮対策 交付金	里山活動団体が行う森林整備等を支援し、森林の有する多面的機能の発揮を図る。	農林課	7-3
9	農山漁村地域整備 交付金	農林水産業の基盤整備や農村漁村の防災・減災対策を支援する。	農林課	5-1、7-2、 7-3

9 国土保全

10 環境

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
1	循環型社会形成 推進交付金(浄 化槽分)	一般家庭の生活排水適正処理のため、市町村が作成する地域計画に基づき、単独浄化槽、汲取り便槽から合併浄化槽への転換に係る設置費を支援する。	環境水道課	2-6